

# 小金井市事業継続支援給付金「よくあるご質問」

(令和2年6月19日時点版)

<b>1</b>	<b>申請方法等について</b>	…1ページ
<b>2</b>	<b>対象者について</b>	…2ページ
<b>3</b>	<b>対象物件について</b>	…4ページ
<b>4</b>	<b>売上減少率について</b>	…5ページ
<b>5</b>	<b>提出書類について</b>	…6ページ

## 1 申請方法等について

### Q1-1 申請書はどこで入手できますか

A1-1 市ホームページからダウンロードができます。



[https://www.city.koganei.lg.jp/kurashi/sangyo\\_rousei/chushokigyo/jigyokeizokukyufukin.html](https://www.city.koganei.lg.jp/kurashi/sangyo_rousei/chushokigyo/jigyokeizokukyufukin.html)

紙の申請書は市役所第2庁舎1階受付カウンター、4階経済課窓口、図書館本館、公民館各館でも配布しています。

### Q1-2 申請の期限はいつまでですか

A1-2 受付期間は、令和2年8月31日まで（消印有効）となります。

### Q1-3 申請はどのように行えばよろしいですか

A1-3 必要書類をそろえていただき、原則郵送での申請をお願いしています。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため御協力をお願いします。

### Q1-4 給付金はいつ頃までに振り込まれますか

A1-4 申請書受領後、書類の審査を経て、2週間程度で指定口座に給付金を振り込みます。

### Q1-5 電話やメールで、審査の状況を確認することはできますか

A1-5 大変申し訳ございませんが、審査状況はお答えできません。支給の可否については、申請者宛てに通知を送付します。

## 2 対象者について

### Q2-1 中小企業者等とは

A2-1 次の表に当てはまる法人又は個人事業主（みなし大企業を除く）を指します。

	業種	次のいずれかに該当すること	
		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
会社又は 個人事業主	製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	小売業	5,000万円以下	50人以下
	サービス業	5,000万円以下	100人以下
	会社以外の法人	—	300人以下

### Q2-2 「会社」とは具体的に何を指しますか

A2-2 会社法上の会社（具体的には株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社）を指します。

### Q2-3 「個人事業主」とは具体的に何を指しますか

A2-3 事業を行う個人であって、主たる収入が給与・年金・不動産等でないものを指します。

### Q2-4 「資本金の額又は出資の総額」が会社以外の法人のためありません

A2-4 会社以外の法人の場合、空欄で構いません。

### Q2-5 「常時使用する従業員の数」とは

A2-5 労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解しています。

具体的には、雇用保険をかけている人で、1日の営業に最低必要な人数を記載（家族従業員、臨時の使用人、役員は含まない。）ただし、パート、アルバイト等の名目であっても事実上不可欠な人員は従業員に含みます。

(解雇の予告) ㊦

第二十条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない使用者は、三十日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。㊦

㉔ 前項の予告の日数は、一日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。㊦

㉕ 前条第二項の規定は、第一項但書の場合にこれを準用する。㊦

第二十一条 前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第一号に該当する者が一箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、第二号若しくは第三号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き使用されるに至った場合においては、この限りでない。㊦

一 日日雇い入れられる者㊦

二 二箇月以内の期間を定めて使用される者㊦

三 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者㊦

四 試の使用期間中の者㊦

## Q2-6 「資本金の額又は出資の総額」と「常時使用する従業員の数」は両方満たさないとはいけませんか

A2-6 どちらかで構いません。なお、会社以外の法人は「常時使用する従業員の数」が300人以下を満たしていれば対象になりえます。

## Q2-7 開業届を提出していないで事業を行っている場合は対象となりますか

A2-7 個人事業主の申請には、開業届の写しが必要となります。

開業届を紛失された場合は、市役所経済課産業振興係（電話番号042-387-9831）までご連絡ください。

## Q2-8 別業種に属する複数の事業を持つ場合、業種はどちらにチェックをするのでしょうか

A2-8 「主たる業種」にチェックをしてください。

## Q2-9 自分がどの業種になるかわかりません。確認する方法はありますか

A2-9 下記のURLの対応表からどの業種に該当するか確認してください。

[http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei\\_13.pdf](http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf)

また、日本標準産業分類は（最新版は第13回）は下記のURLをご確認

ください。

[http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01\\_03000023.html](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html)

### **Q 2 - 10 創業が令和2年4月1日ですが対象となりますか**

A 2 - 10 令和2年3月31日以前に創業していることが要件ですので、対象となりません。

### **Q 2 - 11 本店の所在地（代表者の所在地）が小金井市外ですが、小金井市内で事業を行っています。**

A 2 - 11 本店の所在地（代表者の所在地）が小金井市外であっても、小金井市内に賃貸借契約を交わして賃料が発生している事業用の建物（事務所又は事業所）を有して事業を営んでいる場合、対象となりえます。

### **Q 2 - 12 市税を滞納しているが、申請はできますか**

A 2 - 12 新型コロナウイルス感染症の影響により、徴収猶予又は分割納付の誓約がされている場合は、申請できます。

### **Q 2 - 13 対象物件の賃料を一部小金井市から補助を受けているが、対象となりますか**

A 2 - 13 対象になりえます。賃料の全額を小金井市から補助金等の交付を受けている場合は対象になりません。

## **3 対象物件について**

### **Q 3 - 1 事業用の建物（事務所又は事業所）とありますがどのようなものですか**

A 3 - 1 物の生産や販売、サービス提供が、同一経営主体のもとで、一定の場所を占めて、従業員と設備を有し、継続的に行われている個々の場所的単位のことを指します。

例：工場、製作所、事務所、商店、飲食店、旅館、娯楽場など

※倉庫は従業員が常駐していないので、「事務所」には該当しません。

**Q 3 - 2 自己所有の物件でローンを払っている場合は対象となりますか**

A 3 - 2 対象となりません。

**Q 3 - 3 自宅兼事務所を賃貸している場合は対象となりますか**

A 3 - 3 対象となりえます。事業用部分の必要経費算入額が分かる資料（確定申告の収入内訳書等）を添付してください。

**Q 3 - 4 店舗は自己所有で土地だけを借りている場合は対象となりますか**

A 3 - 4 該当の土地に事業用の建物（事務所又は事業所）がある場合は対象となりえます。その場合、事業用の建物が確認できる写真を添付してください。

**Q 3 - 5 駐車場を借りているが対象となりますか**

A 3 - 5 対象となりません。

**Q 3 - 6 社員寮を借り上げているが対象となりますか**

A 3 - 6 対象となりません。

**Q 3 - 7 店舗を無料で借りており、賃貸契約書を交わしていない場合は、対象となりますか**

A 3 - 7 対象となりません。

**Q 3 - 8 自宅兼事務所を賃貸していますが、配偶者の名義で賃貸借契約書を交わしている場合、対象となりますか**

A 3 - 8 原則、借主が個人事業主と同一名義のもの（法人の場合は、法人名義又は法人代表者名義のもの）が対象となります。配偶者の名義で契約をしている場合、その物件は支給の対象となりません。

## 4 売上減少率について

**Q 4 - 1 売上とは何を指しますか**

A 4 - 1 確定申告における「事業収入」を指します。

**Q4-2 売上減少率が「14.9%」なのですが、小数点以下の取り扱いはどうすれば良いですか**

A4-2 小数点以下を切り捨てて計算してください。売上減少率が「14.9%」の場合は「14%」となり、対象となりません。

**Q4-3 令和2年2月1日に創業しましたが、前年の売上高と比較できません。**

A4-3 令和元年6月以後に創業された方は、令和2年2月から5月までの任意の1か月間の売上高が、その前2か月間を含む3か月間の売上高の平均額と比較して15%以上減少していれば対象となりえます。

**Q4-4 令和元年8月に事業を拡大したため、前年同月の売上高と単純に比較できません。**

A4-4 事業の拡大等により、前年同月と単純に比較し難い事情がある場合は、令和2年2月から5月までの任意の1か月間の売上高が、その前2か月間を含む3か月間の売上高の平均額と比較して15%以上減少していれば対象となりえます。

## 5 提出書類について

**Q5-1 申請者の事業実態及び納税地が確認できる書類とは**

A5-1 下表をご覧ください。

**【法人の場合】**

- ・直近の事業年度の確定申告書別表1及び法人事業概況説明書の控（創業後確定申告時期が未到来の場合は、法人設立・設置届出書の写し）

**【個人で青色申告を行っている場合】**

- ・直近の確定申告書第1表の控
- ・所得税青色申告決算書の控
- ・個人事業の開業・廃業等届出書の写し

**【個人で白色申告を行っている場合】**

- ・直近の確定申告書第1表の控（創業後確定申告時期が未到来の場合は不要）
- ・個人事業の開業・廃業等届出書の写し

※確定申告書は提出先の受付印が押印されたものをご提出ください。なお、電子申告の場合は受信通知メールを添付してください。

**Q 5 - 2 対象物件の賃貸借契約書の写しはすべてのページが必要ですか**

A 5 - 2 契約期間、対象物件の所在地、対象物件の賃料、貸主及び借主の押印がわかる部分の写しが必要となりますので、該当部分のみ添付してください。

**Q 5 - 3 対象物件が土地の場合、現況がわかる写真を添付とありますが、どのような写真を撮ればいいのですか**

A 5 - 3 対象物件の土地にある事業用の建物（事務所又は事業所）がわかる写真を添付してください。他の建物等が写っている場合は、該当の部分がわかるように説明等を記入してください。

**Q 5 - 4 売上高を確認できる書類は指定の様式がありますか**

A 5 - 4 指定の様式はありません。売上台帳、試算表、売上明細等をご用意ください。その際に、「令和〇年〇月分」のように対象年月の記載をしていただくようお願いいたします。

**Q 5 - 5 営業に関して必要な許認可証等の写しとはどのような書類か**

A 5 - 5 業種や事業により、必要な書類が異なります。例えば、飲食店の場合、食品営業許可証の写しが必要となります。

**Q 5 - 6 口座は開設しているが通帳はありません。どのようにすればよろしいですか。**

A 5 - 6 申請書に記載がある金融機関名、支店名、口座名義、口座番号を確認するため、キャッシュカードやネットバンクの場合は該当部分がわかる画面の写しでも可とします。

**Q 5 - 7 賃貸借契約書の契約期間が「平成27年4月1日から平成29年3月31日まで」となっており、自動更新のため、新たに契約書を結んでいません。**

A 5 - 7 契約期間が令和2年5月31日含まない場合、賃貸借契約書のほかに賃貸借契約書が令和2年5月31日時点で有効であると確認できるもの（5月分の支払賃料が確認できる通帳の写し等）を提出してください。

**Q5-8 確定申告を郵送で手続きしたため、税務署の收受印がありません。**

A5-8 確定申告書の写し（收受印なし）をご提出の上、申請書3枚目「3 添付書類チェック欄」の「 申請者の事業実態及び納税地が確認できる書類」の右側に「確定申告書は郵送のため收受印がありません」と記載してください。

3 添付書類チェック欄

添付する書類の□欄にチェックしてください。

- 申請者の事業実態及び納税地が確認できる書類 **確定申告書は郵送のため收受印がありません**

【法人の場合】

- 直近の事業年度の確定申告書別表1及び法人事業概況説明書の控え（創業後確定申告時期が未到来の場合は、法人設立届出書の写し）

【個人で青色申告を行っている場合】

- 直近の確定申告書第1表の控え（創業後確定申告時期が未到来の場合は不要）  
 直近の所得税青色申告決算書の控え（創業後確定申告時期が未到来の場合は不要）  
 個人事業の開業・廃業等届出書の写し

【個人で白色申告を行っている場合】

- 直近の確定申告書第1表の控え（創業後確定申告時期が未到来の場合は不要）  
 個人事業の開業・廃業等届出書の写し

※ 確定申告書は、受付日の受付印が押印されたものを御提出ください。なお、電子申告の場合は、受信通知メールを添付してください。